

地方土木主任官會議のぞ記

十 八 公

一道三府四十三縣の土木主任官會議は、以前は年々開催とは決つてゐなかつたが、昭和七年農村振興土木事業の起興に際して開かれて以來、七、八、九と三年續いて開かれてゐる後を承けて、今年も六月十一、二の兩日に亘つて開催せられた。侵々乎として進歩發達してゐる我が土木行政とは言へ、こう年々開かれては、指示も、諮問も、聊か種切れとも思へるが、今年も、地方廳に經濟部が設置せられた年でもあり、近時急速に發達した自動車交通事業に對する新しい問題も提供せられて、平凡裡にも又掘すべき種々相が現れてゐるので、見たまゝ、聞いたまゝを録して見よう。

地方土木主任官も、この兩三年中に、大分顔觸れが變つ

て、昔の様な海千、山千も居なくなつた代りに、新進氣鋭、それに、大分無軌道振りを發揮する向もあつて、年々歳々人變り氣風亦變つて、「本縣に於きましては……」が少くなつた代りに、言ふ事が理に詰つて小さくなつて來てゐるから、洒脫もない代りに侃々の論も無く一抹の淋しみを感ぜさせ、同時に、世智辛くなつたことを佗しくも思ふ。

今年の會議は、指示事項二十九件、諮問事項二件合計三十一件の盛り澤山で、議題の中味も、五十九頁に亘る彪大（？）なもの、それをたゞの二日間、論究しようと言ふのだから、相當忙しい會議である。それに、土木部課長の異動が、未だ餘震去らず、赴任したばかりで、「本縣に於きまして」、が言ひ得ない向もあるし、熊田秋田縣土木課長の

やうに、會議の初日に發令せられたやうなフレツシユマンもあるので、地方の事情を十分に聽取することが出來なかつた憾はある。が、兎に角二日に亘る會議も、朝から夕刻に亘つて熱心に論議せられた事は、土木行政が、如何に地方行政の重大部門であるかを高唱するもので、同慶至極である。

會議は六月十一日午前九時過から内務省大會議室で開會先づ大臣の訓示が次の如くあつた。

大臣訓示要旨

茲ニ各位ノ會同ニ當リ土木行政ニ關シ所懷ノ一端ヲ述ブレハ寔ニ欣幸トスル所ナリ。

綱紀ノ肅正ハ庶政刷新ノ其調タリ、從テ身ヲ官職ニ奉ズル者ハ常ニ其ノ操守ヲ嚴ニシ公明廉直一意奉公ヲ念トシ職司ニ邁進スベキハ言フ俟タザルトコロナリ、殊ニ土木事業ハ其ノ性質上巨額ノ金品ヲ經理スル爲不正歪曲ノ介入シ易キノミナラズ地方公共ノ利害ニ直接ノ關係ヲ有スル爲從前動モスレバ情實ニ墮スルノ情弊ヲ伴ヒタルコトナキニアラ

ズ、各位ガ此ノ煩累多キ事務ノ間ニ處シテ銳意苦心ヲ重ネラレツツアルコトハ誠ニ諒トスル所ナルモ今後一層細心ノ注意ヲ以テ之ニ臨ミ、舉止行藏ニ深ク戒慎ヲ加ヘンメ、克ク部下吏僚ノ監督誘掖ニ留意シスノ如キ弊風ノ一掃ニ勉メ以テ明朗ナル氣風ノ醸成、公正ナル吏道ノ涵養ニ格段ノ努力ヲ竭サレンコトヲ望ム。

土木行政ノ刷新ニ關シ各位ノ留意ト努力トヲ煩ハシタキハ土木事業タル國民生活ト直接密切ノ關係ヲ有シ産業發達ノ基礎的條件ヲ爲スモノニシテ國運ノ進展ニ伴ヒ施設經營スベキ事項愈繁多ヲ加ヘ來レルノミナラズ國民全體ノ負擔ニ於テ巨額ノ投資ヲ爲スモノナルガ故ニ、其ノ計畫ヲ樹ツルニ當リテハ地方將來ノ進展ヲ慮リ又經濟的效果ニ稽ヘ以テ畫策宜シキヲ制セラルルト共ニ工事ノ實施ニ當リテハ克ク經費ノ節約、經營ノ合理化ニ意ヲ致シ、苟モ工法虛飾ニ流レ經理冗漫ニ亘ルガ如キコトナキヤウ、技術ト經濟トノ調和ニ付格段ノ工夫努力ヲ望ム、謂フ迄モナク土木事業ノ統轄的監督ハ事業ノ實態上頗ル苦心ヲ要スルモノナルヲ

以テ各位ハ管下土木行政ノ制度、組織等ニ付再検討ヲ加ヘ又土木法規ノ整備ニ力ヲ竭サレ、土木行政ノ運行ヲ圓滑ナラシムルト共ニ監督ノ徹底ヲ期スルニ留意セラレ、大ニ現業ニ携ハル者ノ士氣ヲ鼓舞シ能率ノ増進ヲ圖ルニ勉ムル等土木行政刷新ノ爲格段ノ盡瘁ヲ致サレンコトヲ切望ス。

以上ハ土木行政ニ關シ特ニ各位ノ留意ヲ望ム諸點ニ付所懷ノ一端ヲ述ベタルニ過ギズ尙當面ノ問題ニ付テハ別ニ指示スル所アルヲ以テ平素抱懷セラルル意見ハ腹藏ナク之ヲ開陳シ土木行政刷新ニ關シ熱心ナル討究ヲ加ヘラレンコトヲ希望シテ已マザル次第ナリ。

次で、廣瀬土木局長が議長席に着き指示事項を順次議題に供した。

一 災害ノ防止軽減ニ關スル件

昨秋全國ニ亘レル未曾有ノ大風水害ノ善後措置ニ付テハ各地方共ニ銳意努力ヲ拂ハレツツアル所ナルモ尙將來ニ於ケル災害防止ノ方策ニ關シ平素ニ於テ之ヲ研究スルコトハ極メテ肝要ナルヲ以テ河川、道路、港灣等ノ維持管理ニ對シ格段ノ工夫ヲ加フ

ル等災害軽減ニ關シ適切ナル施設ヲ講ゼザルベク又一面出水時ニ於ケル水防作業ハ昨年ノ災害ノ事例ニ徴スルモ災禍ノ防止軽減上顯著ナル效果ヲ發揮セルニ鑑ミ平素克ク下級公共團體、水防組、消防組等ヲ督勵シ水防ノ準備並ニ訓練ニ關シ格段ノ注意ヲ喚起スルニ努メラレタシ

武井河川課長、谷口第一技術課長の説明に次で、發言のトツを切つた平川群馬に續いて上田熊本、横山茨城、河合愛媛の各土木課長から、「災害復舊費の起債許可を早くして貰ひたい。」「災害復舊土木費起債の許可申請をすると一廉工事費百圓とか二百圓のものは、經常費を以て支辨する筋合のものだからとて起債を認められないが、地方財政逼迫の今日、經常費を以て支辨する通常土木費は極度に削減せられてゐるから、災害復舊のために要する費用は假令一廉百圓でも五十圓でも支出困難である、まして少額の工事が積り積れば相當多額に上るから到底經常費では支辨出来ない、だから此の程度の工事でも起債の許可をしてもらいたい」と希望が出た、現今地方財政逼迫の今日、經常費削

減の鎗玉に上げられる費目は、經常土木費であるので、まことに尤もな希望である。横山茨城の「災害防止に必要な施設に付ては無下に起債を認められない爲、低廉な工事で防止出来る災害を、見す／＼大きくしてから復舊すると云ふ賽の河原式のやり方をやめて、積極的防止工事にも起債を認めてもらいたい」と云ふ希望と共に、財務監督當局の三考を要することと思ふ。

一 土木事業ノ執行ニ關スル件

冷害早害等ノ對策トシテ昨年度ヨリ實施シ來レル農村其ノ他ノ應急土木事業ノ執行ニ關シテハ曩ニ通牒セシメタル趣旨ニ依リ工事ノ選擇、執行、監督等ニ付遺憾ナキヲ期セラレタク又災害復舊工事執行ニ關シテモ從來動モスレバ竣功甚シク遷延スルノ事例尠カラザルヲ以テ工事ノ適正ナル執行ヲ圖ルト共ニ之ガ進捗ニ付テハ一段ノ努力ヲ致サレタシ

これは新居道路課長の説明があり。此れに對して、從來再三直營原則主義、已むを得ざるものに請負を認める方針であると指示なり通牒なりがあつて相當徹底してゐると思はれるに拘らず、平川群馬から、請負を、モ少し澤山認め

られる様にしたいと切り出した。直營が何故悪いか、請負が何故良いか、具體的事實に就いてでなければ判定し難いのに、原則的に、請負をモ少し多く認めて呉れとは、解せない話だと思つてゐたら、新居道路課長から、事業起興の本旨に鑑み、從來の方針に依り措置すべきものとするとなつサリ一蹴されてしまふ。續いて岸田高知、上野岩手から地方的事情による希望があつて次に入る。

一 土木行政ノ刷新ニ關スル件

土木行政ハ其ノ内容多岐ニ亘リ之ニ従事スル人員モ多數ニ上リ又各地ニ分散シテ施行セラルル關係上之ガ統轄的監督ニ付テハ特ニ意ヲ致シ克ク士氣ノ緊張能率ノ増進ヲ圖ルニ努メ、又各縣ノ制度、組織、權限等ニ檢討ヲ加フル等土木行政ノ刷新ヲ期セラレタシ

一 土木事業ノ經濟化ニ關スル件

土木事業ハ地方ノ産業經濟ト密接不離ノ關係ニ在ルヲ以テ克ク地方ノ實情ニ即シ經濟的見地ヨリ之ガ計畫ヲ樹立セラルベキハ勿論事業ノ執行ニ當リテモ努メテ經營ノ合理化ニ意ヲ致シ最少ノ費用ヲ以テ最大ノ効果ヲ擧グルヤウ工夫ト努力トヲ致サレタ

一 土木法制ノ整備ニ關スル件

河川、道路、港灣等土木ニ關スル法制ニ付テハ其ノ整備ニ關シ目下研究調査中ニ在リ各般ノ資料及調査ニ關シ協力ヲ需ムル場合多カルベキヲ以テ之ニ關シ格段ノ配慮アリタシ。又府縣ノ土木關係法規ハ時勢ノ進運ニ鑑ミ改廢ヲ要スルモノ妙カラザルベキヲ以テ此等法規ニ再檢討ヲ加ヘ以テ土木法制ノ完備ヲ期セラレタシ

以上三件一括議題として、武井河川課長の説明があつた。これ等の事項は、曩に開催せられた經濟部長會議に於ても指示せられた事項で、それを土木主任官會議で、再び指示せられたものである。經濟部長會議の際にも、これ等の指示の際に、土木部設置問題が、論議せられたが、此の會議でも、相當論議せられた。經濟部長の論旨と、土木部課長の論旨とは、立場上相當觀點を異にしてゐるので、盾の両面を見るものとして、相當興味がある。先づ、長谷川廣島を先陣に、横山茨城、荒木新潟、中川京都、西靜岡、土肥宮城、松浦青森、山口愛知、と茨城、青森の二課長を

除いては六人の土木部長から「經濟部所管事務中土木部課の事業量が斷然多きこと」産業行政が、指導的地位に止るに反し土木行政は、直接執行に重きを置けるを以て、根本的に事務の趣旨が違ふこと」土木國策の樹立上必要なること」土木行政は技術を主とするから技術上の責任を採る意味に於て十分なる地位に置き、責任を負はしむる必要がある」等の理由によつて經濟部より分離して、土木部を設置せられたしと希望し、且つ此の問題は特に重大であるから十分の時間と十分の討議を許されたいと提案するものもあつたが、廣瀬土木局長から、官制上土木部設置の必要の認定の如何に關する問題であり、且つ經濟部設置に就ても相當研究の上のことであるから、今直に多數の土木部の設置が可能なりとは言ひ難いと思ふと説明があつたが、尙續いて岸田高知、三輪大阪の各部課長からは是非共土木部を増設せられたいと希望し、金子東京は、技術官優遇の方策として土木部設置問題を考究せられたいと望み、平川群馬は、土木部長は官制上書記官又は地方技師を以て之に充てると

あるが、これは凡て地方技師を充てることにしてもらいたいと踏み出して來た、この點では、唯一の事務部長である二見北海道土木部長は苦笑するの外なかつた。言ふ所の土木部設置の理由は、上述の通り多々あるが、之を要約すれば、金子東京氏の論ずる所、平川群馬のマスクを脱いだ所に歸着するところを擲手から言つてゐるのでは無いだらうか。遮莫土木部設置問題は後日に殘された一つの課題である。土木部課長各位も今一度トランシツトの位置を修正して別の角度から眼鏡を覗く勘考をする必要があるだらう。

これで午前中の會議を終り、午後の會議は、午後一時半から開くこととなつて休憩。

午後一時三十分から開かれるものと思つて、本省側の係官全部及隨行員や、傍聽者が、會議場一杯に詰めかけて來たが、かんじんの土木部課長が、一人も顔を出さぬ、内務省側でも、一寸テレテ、開會の鈴を振れとか何とか言つて見たが、矢張り一人も來ない、何うした事だらうと不審に思つたが、何しろ、地方も、囃子方も、見物も揃つて幕も

開いてゐるのに、舞臺はしばらく空虚のまま、芝居ならば、逆効果を期待する手もあるが、眞劍に我國土木行政の刷新に資しようと言ふ會議では面白くもない。聽て、出席しないのは土木俱樂部とかの招待午餐會とか、會合とかがあつて遅れてゐるのだとわかつて、本省側もボカン、傍聽者連中も、何の事だとばかり不承する。

が、それも十分ばかりの空虚で救はれて一時四十何分から一同ヤレ〜と言ふ氣持で會議は再開せられた。

一 河川行政ニ關スル件

河川行政ハ其ノ關係スル所多岐多端ニ亘リ複雑ナル行政上ノ關係ヲ生ズルモノナルヲ以テ、治水利水ニ關聯アル事項ノ處理ニ當リテハ克ク河川全體ノ利害關係ヲ洞察シ河川管理上遺憾ナキヲ期セラレタシ

一 河川利用ノ増進ニ關スル件

河川利用ノ統制ニ關シテハ曩ニ道牒セシメタル所ナルモ尙舊來ノ慣行ニ捉ヘレ必要以上ノ河水ヲ引用スルモノアル爲新ニ河川利用ノ事業ヲ興ス能ハズ爲ニ地方産業ノ發展ヲ阻止スル嫌ナシトセズ依テ之ガ整理統制ニ努力スルト共ニ河川利用ノ増進ニ付

考慮ヲ拂ヒ因テ得タル收入ハ之ヲ河川ノ維持管理費ニ充當セラ
ルヤウ留意セラレタシ

以上二件一括議題に上せ武井河川課長、谷口第一技術課
長の説明があり、山口愛知、平川群馬、西靜岡、坂本福
岡、春藤栃木等から、利水事業に付ても國庫補助の途を開
かれたい、發電用水利使用に付ては、内務、逓信兩省の處
分が、齟齬して困ることがあるから、内務省に統一して處
理するか又は兩省で十分なる協議を経て處分せらるゝ様
にしたいと希望等が出て次に移る。

一河川ノ取締並ニ維持管理ニ關スル件

災害土木工事ノ原因ハ主トシテ河川ノ出水氾濫ニ在ルヲ以テ平
素河川ノ取締ヲ嚴ニシ其ノ維持管理ヲ完フスルコトハ當ニ治水
並ニ利水上重要ナルノミナラズ災害ヲ未然ニ防止スル上ニ最も
緊切ナルコトニ屬ス依テ之ガ取締ニ付深甚ノ注意ヲ拂ヒ且年々
減少ノ傾向ニ在ル維持修繕費ヲ増額シ又河川管理員ヲ設置スル
等其ノ維持管理ニ遺憾ナキヲ期セラレタシ

一河川ノ調査並ニ改修計畫ニ關スル件

河川ノ調査ニ關シテハ彙ニ通牒及指示セル所アルモ客年ノ大災

害ニ鑑ミ一層其ノ必要ヲ痛感スルモノアリ即チ河川改修ノ根本
計畫樹立センカ共ノ復舊ニ際シテハ直ニ一定ノ計畫ニ基ク恒久
的施設ヲ爲シ得ベク延テ將來ノ災害防止ニ貢獻スル所至大ナル
モノアルベシ依テ可成速ニ河川ノ調査ヲ爲シ其ノ改修計畫ノ樹
立ニ努メラレタシ

以上二件一括、谷口第一技術課長及武井河川課長の説明
の後長谷川廣島、西靜岡の兩土木部長から、經常費支辨た
る河川維持修繕費の豫算が、年々削減せられて困る、本省
方面でも、豫算を得ることに應援を頼むと、悲鳴を上げ
る、これは前にも述べた通り、經常費支辨の削減の鉾先を
一番に經常土木費に向けてゐる各府縣の豫算編成方針の犠
牲になつてゐる實情を吐露したもので、第一技術課長か
ら、機會あらば應援もするが、府縣の部内のことだからま
あ、せいぐ、努力されたいと慰められたが、府縣の實際の
豫算編成から見ると。刀折れ矢盡きた悲鳴であつて、氣の
毒であり且つ無理もない悲鳴として、本省の方でも御研究
を願ひたいと思ふ。その他、大島大分から河川調査費に國

庫補助の途を開かれない。平川群馬から河川管理員を待遇職員にして欲しいと希望があり、前者には研究して見よう後者には、河川法第十五條の關係もあり今のまゝでは待遇職員には出来ないが、一般的問題として研究して見よう」と河川課長から答へがあつて次の指示事項。

一 中小河川改良費ノ取扱ニ關スル件

- 昭和七年度以來施行ニ係ル中小河川改良工事ハ其ノ年限リノ補助ナリシモ昭和十年度以降ハ豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ニ依リ補助ヲ交付シ之ガ繼續施行ヲ認メラレタルヲ以テ左ノ各項ニ關スル從來ノ取扱ヲ變更シタルニ付注意セラレタシ
- (一) 竣功認可申請ハ河川改良工事ノ全部完了後ニ提出ヲ要ス但シ各年度末ニ於テハ工事出來形ノ報告ヲ要ス
 - (二) 工費殘額並ニ工費用殘材料及器具機械ハ別ニ繰越認可ヲ受ケズ當然次年度ニ繰越使用スルコトヲ得但シ工費殘額ハ會計規則ニ依ル大藏大臣ノ承認ヲ要ス
 - (三) 同一府縣内ニ於テ甲乙兩河川ノ工費又ハ材料器具機械(事務費ヨリ購入ノモノヲ除ク)ノ流用ハ當省ノ認可ヲ要ス

これについては武井河川課長から説明があつただけで發言者なく次に移る。

一 砂防事業ニ關スル件

砂防ハ治水ノ根幹ナルヲ以テ治水計畫ノ樹立ニ當リテハ河川改修計畫ノミナラズ河川ト直接關係アル砂防ニ關シ一定ノ計畫ヲ樹立スルヤウ留意アリタシ尙砂防事業ト荒廢地復舊事業トノ關係ニ付テハ昭和三年閣議決定(別紙)ニ依リ措置セラルベキハ勿論ナルモ兩者相互ノ聯絡ヲ保持スルヤウ格段ノ留意ヲ致サレタシ

一 砂防工事ノ施行ニ關スル件

- (一) 新規ニ砂防工事ヲ施行セントスル溪流ニ對シテハ水源ヨリ溪流全般ニ亘リ計畫ヲ樹テ之ニ基キテ緩急ヲ考慮シ工事ヲ施行スベク尙現ニ工事中ノモノト雖モ未ダ全般の計畫ノ提出ナキモノハ速ニ提出セラレタシ
- (二) 昨年ノ災害ニ徴スルモ溪流ノ荒廢ハ災害ト密接ノ關係アルヲ以テ此ノ際溪流ノ性状ト治水トノ關係ヲ調査シ砂防施工ニ留意セラレタシ
- (三) 治水上砂防工事ノ緊要ナルヲ認メ近年地方ノ一部ニ於テ砂防工事ヲ要望スルニ至リタルモ未ダ一般的ニ之ヲ認識セザル嫌ナシトセズ依テ既設砂防設備ノ維持管理ニ力ヲ致シ其ノ効果ヲ大ナラシムルト共ニ砂防ノ認識ヲ向上セシムルコトニ努メラレタルシ

以上二件一括して武井河川課長及谷口第一技術課長から説明があり、飯島岡山、中川京都、平川群馬、上井三重の各部課長から、「砂防の災害復舊費補助を多く認められたい」「砂防を必要とする河川の水源地在、他府縣である場合は其の府縣では該砂防に熱心でないので、勢ひ事業が起されない、こんなのは國直轄工事でやつてもらいたい」「砂防事業費補助は、農村振興事業の起興せられた昭和七年度以降は、匡救事業に振替へられ、單年度補助事業となつたために、山奥に入つて辛苦してゐる砂防工事従務者が、生活上の不安まで抱いて、堪に安んじて仕事に従事することが出来ない、まことに氣の毒だと思ふから、従前通り繼續費補助に復歸されたい」との希望があり、河川課長から尤もだと思ふから精々盡力すると答へがある。

一 災害復舊土木工事ニ關スル件

災害土木工事ノ設計及施行並ニ事務取扱ニ關シテハ左ノ各項ニ

注意セラレタシ

(一) 災害工事ノ検査申請ニ當リテハ各設計ノ内容ヲ充分調査ノ

上工事箇所ヲ精選シ不適當ナルモノヲ混入セシメザルコト

(二) 工事ノ實施設計ハ河狀其ノ他ヲ充分ニ考慮シテ査定ノ精神ヲ没却セズ且將來ノ災害ヲ防止スベキ工法ヲ採用スルコト

(三) 工事施行中ノ増破又ハ河狀變化ニ對シテハ機ヲ失セズ設計ヲ變更シテ適當ナル對策ヲ講ズルコト

(四) 工事施行ニ關シテハ適當ナル監督員ヲ配シテ施行ノ的確ヲ期シ特ニ町村工事ノ指導監督ヲ嚴重ニスルコト

(五) 災害工事ノ剩餘金ヲ以テ施行セントスルモノニシテ往々剩餘金處分工事ノ範圍外ニ涉ルモノアリ注意スルコト

(六) 剩餘金處分トシテ施行セントスル工事ノ必要ヲ生ジタル時期ヨリ後年度ニ至リテ申請スル向アリ斯カル場合ニハ剩餘見込額處分トシテ其ノ都度手續ヲ爲スコト

(七) 災害工事ノ一部成功認定ノ遅延スルモノ多シ又全部成功認定ノ二三年乃至數年分未了ノモノ多シ是等ニ付テハ取扱者ヲ督勵シ速ニ完結セシムルコト

(八) 災害工事ノ施行ニ當リ道路、河川、港灣等工種毎ニ擔任者異ル結果往々相互ノ連絡統一ヲ缺クノ嫌アルモノアリ注意スルコト

一 河川堰堤規則ノ施行ニ關スル件

今回河川堰堤規則公布セラレ六月十五日ヨリ施行セラルルコト

トナレリ同規則ハ堰堤ノ河川管理上ニ於ケル重要性ニ鑑ミ其ノ許可手續ヲ慎重ナラシムルト共ニ工事施行、維持管理等ニ關シ必要ナル事項ヲ規定シ危害ヲ未然ニ防止セントスルモノナルヲ以テ右ノ趣旨ニ依リ堰堤及其ノ工事ノ適正ナル監督ヲ期セラレタシ

尙同規則ハ河川法ヲ施行又ハ準用スル河川ニ設置スル相當規模ノ堰堤ニ適用スルモノナルモ普通河川ニシテ同様規模ノ堰堤ノ設置若ハ計畫アルモノニ付テハ之ニ河川法ヲ準用シ又河川法ヲ準用セザルモノニ付テハ府縣令ヲ以テ右ノ趣旨ニ準シ監督取締ヲ期セラレタシ

以上二件は第一技術課長、河川課長から説明があつたが、別に發言もなく、これで河川關係の指示事項を終つて、いよ／＼道路關係の指示に入る。初夏とは言へ、いやにむし／＼する陽氣に、午後の日ざしも加はつて、一層暑苦しいが、會議は、お茶一ばい飲んだだけで、熱心に進められてゐる。言ふ人、聞く人、傍聴してゐる人も御苦勞ながら、タネ取りの老生まで、努めざるべけんやである。

一 道路改良計畫ニ關スル件

近時自動車交通ノ發達ニ伴ヒ益道路ノ改良ヲ要スルノ緊切ナルモノアリ道路ノ改良ハ各種産業開發ノ基礎ヲ爲スモノナルヲ以テ之ガ改良計畫ニ付テハ産業上ノ諸計畫ト綜合統一セル見地ニ於テ樹立スルハ勿論他ノ土木事業トノ關係ヲモ考慮シ併セテ隣接府縣トノ連絡ニ付テモ遺憾ナキヲ期セラレタシ近代交通ノ障礙タル道路ト鐵道トノ踏切除却ニ付テハ彙ニ通牒セシメタル所アルモ尙一層留意シ改良ノ實ヲ擧グルニ努メラレタシ

一 道路ノ維持管理ニ關スル件

道路ノ維持管理ニ關シテハ漸次改善セラレツツアリト雖モ尙未ダ十全ナリト云フ能ハズ殊ニ近時自動車交通ノ發達著シク自動車運輸事業ノ普及セントスルノ狀勢ニ鑑ミ道路ノ維持管理ニ付テハ一層意ヲ用ヒ道路交通上遺憾ナキヲ期セラレタシ

以上二件一括、新居道路課長と谷口第一技術課長から説明があり、藤田埼玉縣土木課長から面白い話をはじめた、藤田氏は、東京府の土木部在勤時代から、オーナードライバーで、今でも東京の自宅から浦和まで、毎日自分でハンドルを握つて自動車で通勤してゐる。だから自動車に關する智識としては、先づ、土木部課長中では、先覺者(?)

である。それが、埼玉縣下の道路を家の疊にたとへ、縣内に入り込んで来る東京をはじめ、群馬、栃木、茨城、さては千葉、福島、長野方面の自動車、近所の子供にたとへて、他所の子供が、自宅に遊びに来て、疊を破つて困る、疊の修理は、自分でやらなければならぬが、子供や、子供の親は、チツとも修繕費を出して呉れない、貧乏世帯で苦しくて仕方がないから、現在の道路費負擔制度や、税制をやめて、ガソリン税を徴収してそれを、交通量とか、道路の維持修繕費の割合に應じて各府縣に配賦し、これが道路の維持修繕をする様にして貰ひたいと言ふ希望である。道路の改良が、漸次普及すれば、必然的に、自動車の運轉範圍も擴大される、まして、東京を控へた埼玉縣では、縣内の自動車よりも、東京府や、近接府縣の車が入り込む事が甚だ多いから、維持修繕費の負擔が均衡が取れてゐない事を言ひ立てるのは尤もなことだ。先般來埼玉縣で、道路損傷負擔制度を樹て、縣外から來る自動車から相當の負擔金を取ることにしてゐるが、業者側の反對が相當熾烈であ

り且つ、徴收方法の煩鎖を伴つて、相當實行難に陥つてゐると聞いてゐる時、恰も、ガソリン税によつて、この不均衡なり、資源難を救済しようと言ふのである。ガソリン税の徴收方法、及其の使途に就ては、内務、大藏兩當局で、相當研究されつゝある事と思ふが、道路を損傷する程度が一番多い自動車から直接此に對する負擔が公平に徴收し得ないとなれば、勢の趨く所ガソリン税にその解決法を見出さうとするのは當然である。しかも此の問題は年を遂ふて其の解決の要を痛感するであらう。當局に於て、至急これが對策を講究せられんことを切望する。

續いて、道路課長からの希望によつて、現在唯一の縣營バスをやつてゐる長崎縣、長崎、雲仙間の自動車運輸事業の業績について、同縣淺見土木課長から、パンフレットを配布して、説明があり、該事業公營の機運の勃興しつゝある今日、益するところ少からざるものがあつた。

次いで問題の核心は、道路の改良に入つた。兵藤滋賀、上井三重、坂本福岡等から、府縣道の改良計畫は御指示に

ある通り、相當計畫を樹立しつゝあるが、全國の幹線である政府直轄の國道改良事業については、未だ一定の計畫による改良順序、年次等の御示しが無いので、國道の脈絡である府縣道の改良計畫も隨つて立案が六ヶ敷い、だから速に、國道改良計畫を樹立し、順序年次等を發表して、府縣道の改良計畫の順應し得べき指針とされたい。また、府縣道の改良に對しては、地方財政窮迫の折柄、是非國庫の補助を仰ぎたいと熱心な希望があり。平川群馬からも、特に縣界の府縣道橋梁架設は、兩者の利害が必ずしも一致しない爲自然實行が遅延するから、是等に付ては特に國庫補助を願ひたい、又交通の情勢に鑑みると未改良道路の改良よりも、既成道路の整備の方が、一層急務であると思ふ、即ち改主建従主義で行きたいから此の目的を以てする舗装工事に付ては優先的に補助してもらひたい。尙從來補助を受けて執行した國道改良事業の補助金が、昭和九年度以降打切られた爲、縣財政上非常に苦しい、だからこれを復活すると共に、年々の補助金も、これまでの様に、一萬圓をこそ

こづゝでなく、もつと澤山交付する様にして欲しい等の希望が出た、これに對して、新居道路課長が、國道の改良計畫は、近く成案を得る筈だから、これに依つて繼續費豫算を要求する考へである。府縣道改良事業費補助及既往の事業に對する補助豫算の復活等も、國道改良計畫の豫算と共に、極力實現を期して居るから、縣の行ふ事業と相提携して、道路の改良に邁進したいと思ふと、まことに我國路政のためたのもしい答辨があつて、一同喜色滿面、就中、中國の或る土木課長の如きは、この答辨が終るや否やパチ／＼と拍手して感激してゐた。この種の地味な會議で、拍手が起るなど、老生今までかつて見聞しなかつたことで、如何にこの答辨が、地方の永らく望んでゐる事に力強くタッチしたかを窺ひ知ることが出来る。

來年度豫算の編成方針なるものが、既に世に發表せられたが、財政調整だとか、非常時對處豫算の尨大不可避だとか取沙汰されてゐるが、何と言つても、國內産業の發達、國民力の充實に、道路の改良を閑却出来ない今日、道路改

良計畫の確立は焦眉の急である。その實現のため當局の奮闘を望むや切なるものがある。

一 道路占有物ノ整理ニ關スル件

道路ノ占用ハ交通ヲ妨ゲザル限度ニ於テ許可又ハ承認スベキモノナルモ既ニ許可又ハ承認セラレタル道路ノ占用ニシテ交通上支障アリト認ムルモノ尠カラズ是等ハ機會アル毎ニ道路外又ハ交通上支障ナキ箇所ニ移轉セシムル等之ガ整理ニ努メラレタシ

一 道路工事ノ取締ニ關スル件

道路ニ關スル工事ノ取締ニ關シテハ大正十一年七月二十六日發土第八七號土木局長通牒ノ次第アルモ往々之ガ取締適當ナラザルモノアリ特ニ道路占用ノ爲ニスル工事ノ施行方法適當ナラズ交通上支障不尠事例アルヲ以テ一層之ガ取締ヲ勵行セラレタシ

一 道路ノ凸角翦除ニ關スル件

近時自動車交通ノ増加ニ鑑ミ道路ノ交叉部ニ於ケル凸角ヲ翦除スルハ交通上必要ノ事項ニ屬ス特ニ市街地ノ道路ニ於テ其ノ必要緊切ナルモノアリト認ムルヲ以テ之ガ實現ニ努メラレタシ

以上三件一括、新居道路課長から説明があり、兵藤滋賀から、道路沿ひの民家で、常時道路の占用になる様な業態

を營む者があつて、切角改良した道路や、既成道路の機能を減殺すること甚だしいものがあつて困るから、これらに就いては、警察取締を嚴重にするやうに計らはれたいと希望があつた。この問題は、輕易なやうで、實は重大なことで、中央地方共に、この横着な連中に惱まされてゐるのである。警察も、年を逐ふて多事であるので、此の方面にまで、手が廻り兼ねると言ふだらうが、切角苦心して造り上げた道路を無斷で平然と占用してゐるのは、公物を私用してゐるもので、換言すれば、公費の泥棒をやつてゐるものである。有形の泥棒を追ひまわすと同様、こうした無形の泥棒も追ひまわしてもらひたい。

これで第一日を終つた。時に午後五時四十分。随分勉強したものだ。更にこれに續いて、午後六時から帝國ホテルに於ける、道路改良會、港灣協會合同主催の招待會に臨んで、午後八時半にやつと解散である。

第二日は十二日午前九時十五分から開催、直ちに指示事項の續きに入る。

一府縣道ト國有鐵道建設豫定線トノ交叉ニ關スル件

鐵道ノ建設セラルルニ際シ道路トノ平面交叉ヲ可及的避クルコトハ道路行政上最モ緊要ノコトニ屬スルモ道路改良計畫ノ樹立ナキ爲往々適當ナル處分ヲ爲スコト能ハザル場合尠シトセザルヲ以テ府縣道ニ付テハ豫メ其ノ改良計畫ヲ樹立シ置キ鐵道建設トノ間ニ相互協調ヲ圖リ遺憾ナキヲ期セラレタシ

新居道路課長の説明に續いて、城戸宮崎縣土木課長から國道、指定府縣道等重要道路と、鐵道との平面交叉の除去については、その程度、場所、費用の負擔等に就ては、各縣共に相當頭を悩ましてゐる所であるから、内務省に於て鐵道省とも打合せの上、之に對處する内規的のものでも作つて我々に示してもらいたいと希望があり、新居道路課長から、目下研究中であるので不日何等かの形式で御希望に副ふことが出来ると思ふが、これに付ては地方の實情なり希望なり、又質問もあることと思ふので、今日後刻鐵道省の當局に、此の席に來てもらふことにしてゐるから、意のあるところを述べてもらいたい、又昨日鐵道省營バスに付

ても鐵道當局に質問したいことがあるから鐵道當局の出席を希望せられた向もあつたが、これに付ても、同時に保官の臨席を求めてゐるから其の際併せて質問してもらいたいと述べ次に移る。

一自動車運輸事業ノ爲ニスル道路ノ使用ニ關スル件

自動車運輸事業ノ爲ニスル道路ノ使用ニ關シテハ曩ニ指示スル所アリタルヲ以テ其ノ趣旨ニ依リ措置セラレツツアリト認ムルモ尙該事業經營ニ對スル道路管理者ノ意見ニシテ往々道路管理上適當ナラザルモノアリ之ガ決定ニ當リテハ道路構造ノ適否、交通ノ情勢等慎重調査ノ上遺憾ナキヲ期セラレタシ

新居道路課長の説明があり、昨日から此の問題に付て質問のチャンス等待つてゐた岩崎長野縣土木部長から、自動車運輸事業を免許すべき一般道路の幅員、勾配屈曲等には一定の規格、限度を定め、その規格に合致するもののみを免許するやうにして貰はないと、無暗矢鱈にバスの出願があつて道路の維持、管理上困つてゐるから、内務省で規格を作つてもらいたいと希望があり、此れに對し谷口第一技術

課長から、その必要を認めてゐるので、大體の案が出来てゐる、此の機會に諮問することが出来なかつたが、日ならずして諸君の御意見を求めるべく照會する積りであると、案の概略を説明して答辯があり。岸田高知から、その管理上必要なる意見を立てても、バス主管課たる警察部方面で制肘を受けることがあつて困ると泣き言を述べて至急規格の制定を希望し、三輪大阪はこれに之をかけて、バス免許の主管課を土木部にしてもらいたい。兵藤滋賀から、省營バス運行道路の適否、改良費分擔の協議等の問題に就て、鐵道當局と交渉に方つて、運行道路の規格が定つてゐないので、難澁するから此の方面にも適用出来る規格を至急定めてもらいたい。其の他の希望があつたが、いよく鐵道省のこれ等の問題に對する質問の答辯や、希望の承り役が席に現れた。

先づ、省營バス問題に付ては、菅鐵道省運輸局自動車課長、同課の靜間技師外一名。鐵道と道路との平面交叉の問題に付ては工務局保線課の青山技師と、四名ヅラリと席に

着いた。

省營バスが、全國的にその觸手を延しつゝある今日、各地方道路關係者の特別の關心を持つ問題であるので、如何なる質疑應答があるかと一座トタンに靜まり返る。

地方側の第一陣を承つて平川群馬縣土木課長が起つた。

此の人昨日會議の劈頭に、希望を述べる第一陣を承つてこのかた、今までの指示事項に對して、中小河川改良、災害復舊土木工事、河川堰堤取締規則の三件（誰も發言なきもの）と、道路占用物の整理に關する件以下二件一括議題の時だけは發言しなかつたが、爾餘の事項に對しては、必ず起つて何か申述べるフンレイ振りで、ガイハクなる論説を度々承らされたが、時にピントの外れた事を言つて同僚をヒヤリとさせたり、内務省のお歴々の唇を歪めさせたりしてゐるので。この問題は、他人が入つて來た時であるから踏み外さないで、ウマクやつて呉れば良いがと、縁もゆかりも無い老生まで、秘かに念じてゐた。ところが、大切なところで、大きなシクジリを仕出かした。曰く「省營バ

ス運行道路の改良の構造や、其の費用負擔方法に付て、縣當局と、鐵道省の出先當局とが、假契約を締結する、それを道路法の規定によつて内務省に認可申請をすると、鐵道省負擔の割合が少いとか、改良規格が小さいとて返される。切角縣と、鐵道省とが假契約をしたものを、變更することは出来ないから困る、これは、認可申請することをしないで、結果を報告する程度にしてみたい」これが、その第一聲、省營バス運行の爲にする道路の改良及其の費用を鐵道省に負擔せしむる點に付ては、昨年の土木主任官會議の指示事項で、チャンと道路法第三十七條の規定によつて處理すべく、監督官廳の認可を受くることを要するかから、左様取扱はれたしと指示してある。平川氏も去年既に其の指示を受けてゐる。去年は、當面の問題が起きてゐなかつたから黙つてゐたとしたら、今年は、現實の問題で内務省から何とか言はれたものらしい。裏手から道路法を改正して呉れと言ふこと以外に、内務省の不認可に對するウツブンがあるのだらう。また曰く「財政難で改良出來なく

て困つてゐる府縣道改良事業が、省營バスの運行を機會に改良せられるのであるから、此の道路改良費の鐵道省の負擔金の多寡については、内務省で、あまりやかましく干渉しないでも良いぢやありませんか」と。省營バスの運行を改良事業の促進のタネにするのに都合が良いんだから文句をつけるなど言ふのである。が、省營バスが、其の地方に於ける一般道路交通機關の趨勢から見て、必ずしも、第一期に、他の何れをも差し置いて改良しなければならぬ路線であるとは言ひ得まい、鐵道省は自分の商賣上都合の良い道路のみを撰ぶ、が各地方の人達は、自分は直接商賣しないが、一般交通上改良を渴望してゐる國道や、府縣道を澤山に持つてゐる筈である。財政難のため遅延してゐる道路の改良事業の促進のために、良いキツカケを作ることには悪いことでは無い。が、それだと言つて、緩急是非は之を措くと言ふのは良いことでは無い。老生別個に聞いた話であるが、群馬の隣縣で、同じ様に省營バスのために道路を改良する必要が起り、その改良費の負擔問題で、群馬縣は此う

言ふ率で負擔することを承諾したから此の縣でもそれで承知してもらいたいと、鐵道省の出張官から半ば強制的の話があり、縣では縣内一般の改良事業の緩急なり、財源なりの關係もあるから、それでは應じ兼ねると斷つたら、若し應じないならば、地元は此れ程熱望してゐるが、省營バスをこゝの路線を通すことをやめると言ひ放つた。縣でも癢に觸つたと見えて、あなたが此の場でやめると言明して鐵道會議で決定してゐる省營バス運行路線が廢止出来るものなら、見事やめて御覽なさいとキメつけて、鐵道省の役人が返答出来なかつた事實を知つてゐる。頭と腹の出来不出来で、同じ問題で鐵道省のお先棒の様な意見を吐いたり、反對に閉口させるやうな張りのある人もある。特定の事例を種にして一般的問題として論ずるのは不可ないだらう。まして、今日は、鐵道省の當局も各地方土木主任官もヅラリと列席した公の席である。一人が喋言つてもそれが全主任官の意向を代表してゐるものと見られる所で、前後左右も判別しない一人よがりは慎しむべきであらう。内務省の

やり方を責めようとするのならば、自ら別の機會があるだらう。此の名論に、内務省の方々は、つかない筈から蛇が出た様な顔をしてゐるし、主任官連中は飛んでもない事に踏み出したものだと言ふやうな顔。省自動車課長は、何と考えたか薄笑ひをしてゐる。一座白々しい空氣に包まれてが續いて起つた岸田高知は、省營バスの無軌道進出に對して既免許の民營バスがある路線については、省營バスを通さないで、既免許事業者に車輛設備等の改善を命ぜられたら良いと思ふが如何。大阪鐵道局では鐵道用地の不用となりたるものを國道又は府縣道の敷地に管理換を求めると應じられるが、市道町村道は、公共團體の管理施設するものなりとして此のための管理換には應じ難しとせらるゝも右は不當と思ふ鐵道當局の所見如何の二つの質問を出し。關谷富山は省營バスに戻つて、鐵道省自動車課の官僚化を止めてもらいたいと前置して、既に決定したる鐵道省分擔金を年度切迫に瀕した頃俄に金額を減少してこれだけ受け取れと強制せられるのは不都合である。山口縣で現にその

事例があつたと責め、又負擔金算定の根據が鐵道當局にはよくわからないらしい、だから鐵道省にも内務系統の土木技術官を置いて、本問題の認識を是正してもらいたいと鋭い突ツ込みをして、平川群馬のため濁つた空氣を逆轉させれば、岩崎長野、山口愛知、宮崎千葉等から、決定濟の鐵道省負擔金を後で減少して、これだけ取つて置けと押しつけられるのは何うした事かと鐵道省の負擔金踏み倒しの實例を持ち出して矢繼早に責め立てる。まさかそんな事がと思つてゐたら此う澤山の踏み倒しの實例を出されて老生吃驚した。鐵道省は、お役所である。それが、府縣へ納付する金、しかも法律上義務づけられた負擔金を踏み倒すとは何たる事だ。お役所が此うした不信を敢てする。一方民心作興、思想善導も無いものだ。

いよく菅鐵道省自動車課長が起つた。質問なり、攻撃なりの矢面に立つたのだらうと居すまいを直して聞き耳を立ててゐると、開口一番「何が故に省營バスであるが爲に道路改良費、維持修繕費の分擔をしなければならないのかわ

からない！」と來た。叱つてゐる様である、吃驚して何を言つてゐるんだらうと顔を見詰めてゐると言ふ所のもは、省營バスは、國有鐵道の營養線、代行線として運行するもので、商賣をやつてゐるので、人噸料から割り出した收支のバランスを採りつゝ營業してゐる、商賣もなか／＼苦しい、まして特別會計でやつてゐるので、損をしてゐる位である、經營上收支のバランスを採りながら道路費の負擔額を決定するのを至當と認める、商賣にならない上に道路費の負擔は困ると言ふのである。この人なか／＼の能辯で、立板に水を流す様に喋る。省營バス經營のイデオロギーを何れに求むべきやについても惱んでゐると言ふかと思へば、この問題について若し諸君の御望みとあれば、一日でも二日でも夜を徹してもお話を申上げたいと思ふと、イデオロギーが確立してゐるかの様なことも言ふ。

が、「心底見えた」である。商賣をやつてゐてソロバンに合はなければ他所様の御迷惑は問ふ所に非ずと言ふのである。そんな没義道な話を夜を徹してでも承る者が何所にあ

るだらう。結局菅氏のイデオロギーなるものは商賣をはじめるからと、家主に、家の造作を直させて置いて、商賣をやつて、損をするから造作直し代は拂はない。商賣をやつて見たが儲からなかつたから家賃は拂はないでよろしきもの也と言ふにある。しかも、何が故に省營バスなるが故に道路の改良費、維持修繕費を負担しなければならぬのか？」に至つては、よう言はんわである。民營事業者が道路の改良費や、維持修繕費を負担してゐる事實を知らないのである。其の事實を知らないとしても、そうした形式による負擔金を納めないにしても、民營業者には租税の負擔がある事を知らないのだらうか。およそ迂遠千萬な所論である。一寸此處で民間の自動車運輸事業經營者が、何れだけの租税を納めてゐるかを並べて見ると、國税だけで三種(地租、營業收益税、所得税)それに府縣税五種(地租附加税、營業收益税附加税又は營業税、所得税附加税、家屋税、雜種税(自動車税))更に市町村税五種(地租附加税、營業收益税又は營業税附加税、所得税附加税、家屋税附加

税、雜種税(自動車税)附加税)合せて十三の税金だけは納めなければならぬ。これだけは企業資本以外に必ず徴收せられてゐる。之等の税收入を以て道路の改良、維持を執行してもらつてゐる上に、更に道路の損傷負擔金なり道路改良費の負擔或は工事の自費執行をやつてゐるのである。その事實を全然知らないのであらうか。民營事業者から、税金の上に、まだそれを負擔するんですかと尋ねるのならまだ良からうが、當該道路の改良、維持費に一文の負擔さえしてゐない國營事業の場合、さうしたことを白晝公開の席で言ひ得るとは、官行營業は結構なことだ。この理論で行くと鐵道用地に當る民有地は、只で取り上げられ、ガソリンも只で徴發される時期が来るだらう。菅氏の説の中に「省營バスの運行によつて地方民は格段の利便を受けることになるんだからこれ等と相殺して我慢しても良いだらう」と言ふ意味のこともあつた。が、私經濟と、公經濟とをそこまでゴツチャにされてはたまらない。要するに、國が商賣して損をしてゐるんだから、その運行道路の管理上の費用を

負擔する公共團體だけは、その片棒を擔がなければならぬと言ふのである。國がやるにしても一個の營業に過ぎない省營バスに就て、府縣なり、町村なりが、その當然の負擔を免除しなければならぬ理屈や、弱い腰が何處にある。

此の問題は一個の反駁論としても、優に數十頁に亘る一章を作り得るけれども、此處はその目的でないからこゝらでやめる。が、この飛んでもない所論にたまり兼ねたか中川京都から發言を求めて、そんな理屈で行く程なら、寧ろ道路費を負擔する内務省で、國營バスを經營することにしては何うかと一矢放つたが、丁度此の日は各主任官が、後藤内務大臣から午餐に招待されて居り、菅氏の滔々數千言の藪脱み論議に崇られて相當時間も経過してゐるので議長も、各主任官も、浮き足立つてゐる所とて、惜しい所で論戰の機會を逸し、鐵道當局は歸つてしまふし一同は急いで大臣官邸へ、で得るところ無し。聞けば、此う言ふ問題で地方で太分鐵道當局にお尋ねしたい點があるさですから、わざわざ鐵道省まで頼みに行つて來てもらつた由だ

が、これぢや勝手な熱を吹きに來てもらつたやうな結果になつてしまつた。こんな結果で、終らざるを得なかつた、時期の悪さ、時間の無かつた事など、返すくも残念だつた。

それでも、たまり兼ねたか、午後岩崎長野から、鐵道省は、あんな勝手な事を言つてゐるが、内務省は何う考えてゐるのかと質問し、これに對し廣瀬土木局長から、此の問題については、鐵道省と十分打合せもし、研究もする事が澤山あるから、是等適當に解決したいと思ふと、力強い答辯があつたので、煙にまかれた此の問題も土木局長の答辨で大いに力を得たと言ふ顔付で各主任官やうやく納まる。

一軌道事務ノ取扱ニ關スル件

軌道ニ關スル工事ノ着手及竣功期限ノ延期申請等ニ對スル副申
往々簡略ニ失シ事務處理上支障尠カラザルモノアリ爾今充分留
意ノ上詳細ナル意見ヲ附セラレタシ

この指示事項には何の質問もなく次に移る。

一上下水道ノ工事竝ニ其ノ監督ニ關スル件

上下水道用「ポンプ」ニハ非常時ニ處スル爲必ズ相當ノ自家發
生動力設備ヲ爲サシメ給水及排水上ノ萬全ヲ期セシメラレタシ
又工事施行中ノ監督ヲ一層嚴重ナラシメ且完成後ニ於ケル維持
ニ付テモ遺憾ナキヲ期セラレタシ

大分趣が變つたが、水道問題に入つたので、趣旨は違ふ
が、水道費國庫補助について、三輪大阪、宮崎千葉から、
水利統制上水道の引水を統制するため個々の町村よりも、
府又は縣で一貫した水道計畫を樹て或るブロック内の水道
給水事業を行ふのを時代に適應した企業と認めるが、これ
に對して國庫から補助して貰ひたいと希望し、新居道路課
長から、水道費國庫補助については、一定の標準に合致す
るものでなければ補助出来ないやうになるだらうから、總
ての水道企業に國庫補助があるものとは思はないで呉れと
一寸心細い答辨があり。吉岡兵庫、金子東京の兩土木部長
から水道水源の統制に必要な法規を制定して欲しいと希
望があり武井河川課長から水利問題については法文で羈束
して、權力の發動を求める不當の弊を醸成するよりも却つ

て地元 に於ける圓滿なる協調の方が良いと思ふから地方に
於て實情に即した統制を望むと答へて次に入る。

一 港灣ノ管理經營ニ關スル件

輒近改良工事竣功シタル港灣漸次其ノ數多キヲ加ヘントスルノ
情勢ニ在リ依テ此等港灣ノ管理經營其ノ宜シキヲ得テ之ガ保全
ト利用ノ増進トヲ圖リ以テ港灣改良ノ效果ヲ全カラシムルヤウ
一段ノ努力ヲ致サレタシ

一 港灣改良計畫ノ樹立ニ關スル件

港灣ノ修築ヲシテ地方ノ實情ニ即セシメ各其ノ使命ニ應ジテ克
ク其ノ機能ヲ發揮セシムルハ港灣行政上洵ニ喫緊ノ要務ナリ依
テ平素各港灣ニ關シ産業經濟交通等各般ノ事情ニ亙リテ詳密ナ
ル調査研究ヲ遂ゲ以テ全體ノ港灣ニ關スル合理的ナル計畫ヲ樹
立セララルヤウ留意アリタシ

一 地方港灣改良費國庫補助申請ニ關スル件

昭和十年度以降施行スル地方港灣改良費ニ對スル國庫補助申請
ニ付テハ曩ニ通牒セシメタル所ナリ是等港灣中數年度ニ亙リ繼
續施行スルモノハ當初年度ニ於テ全體計畫ヲ定メ之ガ繼續補助
ヲ申請スベキ義ナルモ尙從前ノ通一年度分ノミノ申請ヲナセル
向アリ篤ト留意セラレタシ

一 港灣工事ノ施行ニ關スル件

港灣工事ノ設計及施行ニ關シテハ左ノ各項ニ注意セラレタシ

(一) 海底ノ地質ニ關シテハ充分ノ調査ヲ行ヒ地盤軟弱ナル場合ニハ砂置換、杭打其他適當ナル方法ヲ講ズルコト

(二) 水深ノ異ナル岸壁護岸等ノ接續部ニ於テハ構造ヲ急變セシメ且水深小ナル部分ノ基礎ヲ相當距離ニ亘リテ水深大ナル部分ニ準ズル構造ト爲スコト

(三) 砂置換工法ニ於ケル床掘ノ幅及深サハ正確ニ設計寸法通りニ實施スルコト

(四) 岸壁護岸裏埋ニ際シテハ一定幅員ニ限り良質土砂ヲ使用スルコト特ニ唧筒ヲ以テ軟弱泥土ノ排瀉ヲ行ハザルコト

(五) 施行中地質ガ豫想以上ニ軟弱ナルコト又ハ構造物ニ異狀ヲ認メタルトキハ機ヲ失セズ適當ナル對策ヲ講ズルコト

以上ノ内初めノ三件を雪澤港灣課長説明、第四番目を谷口第一技師課長が説明し、河合愛媛、山口愛知、上野岩手城戸宮崎から地方的問題で質問があつただけ。

一 都市計畫ノ促進ニ關スル件

既ニ都市計畫法ノ適用セラレタル市町村ニシテ未ダ道路網、地域、地區、公園等都市構築ノ根幹ヲ成スベキ都市計畫ノ決定セ

ラレザルモノ尠カラズ都市ノ發展統制上可及的速ニ調査ヲ完了シ以テ手續ノ進捗ヲ圖ラレタシ

一 土地區劃整理ノ指導監督ニ關スル件

都市ノ郊外ニ對シテハ土地區劃整理ヲ施行シテ其ノ合理的發展ヲ期スルノ要アルハ言ヲ俟タザル所ナルモ既成ノ市街地ニ在リテモ街衢極メテ亂雜ナルモノ、交通ノ著シク雜沓スルモノ、又ハ都市ノ景觀上甚ダ不體裁ナルモノ等尠カラズ、之等ノ土地ニ對シテモ勉メテ土地區劃整理ノ施行ヲ工夫シ、特ニ街路廣場等ノ新設擴張ノ事業アル場合ニ在リテハ適當ニ本制度ヲ併用シテ市街地ノ改良ニ努メラレ度、尙土地區劃整理事業ノ施行ニ對シテハ之ガ指導助成ニ配意セラルルト共ニ財政ノ監督ニ付テモ周到ナル注意ヲ拂ヒ以テ遺憾ナキヲ期セラレタシ

以上松村都市計畫部長から説明、簡單な質問、應答があつて、指示事項を終り、次いで諮問事項に入る。諮問事項は、次の二題で、前者は河川課長、後者は第一技術課長から、一應提案の趣旨が説明された。

諮問事項

一 災害土木費國庫補助規程及同細則等ニ付改正ヲ要スト認ムル事項如何

一道路ノ構造ニ關スル細則別紙ノ通改正セムトス意見如何

災害土木費國庫補助規程の改正については、緒方奈良、

岸田高知、山口愛知、寺田島根、中川京都、河合愛媛等から、現行の地租の七分の一を超ゆる土木事業費に補助する
とあるのを、地租、所得税、營業收益税の三國税を基準と
さるやうに改められたい。岸田高知、城戸宮崎、淺見長崎
等から災害復舊土木費中の監督雜費の率をも少し上げて認
めてもらひたいと、地方人件費窮迫の反映をチョツピリ見
せる。

續いて道路構造令の細則案を別紙としてその是非につき
意見を求められたのだが、此れは紙數の都合もあり此處に
示されないのを遺憾とするが、要は道路構造令中の道路に
就てのみの構造細則を定めむとするもので、橋梁に關する
もの其他が揃つてゐないことでもあるし、此れに對し
て、各主任官からいろいろ希望も出たが、時間も相當經過
した頃でもあつたので、結局七月十日迄に、本細則に對す
る意見を申述べられたいと結びをつけて、二日に亘る地方

土木主任官會議は、やつと午後五時三十分に廣瀨土木局長
の挨拶で終つた。

ふり返つて見れば、この土木主任官會議で論議されたも
のゝ大きいものは、土木部設置問題と、省營バスのために
する道路費負擔問題、前者は主任官各位の地位の問題とし
て各々方の重要な問題だが、後者は、鐵道省と内務省の對
立にまでも至らうとする地方財政に重大な影響を齎す事項
である。以上二つの問題は、これから先何う進展するか、
興味を持たれるが、もう相當長たらしく書いて、各位もソ
ウトウ退屈された事と思ふので此の邊で筆を措く。

X
X X X X
X X X X